

平成三十年六月二十六日受領
答弁第三九一号

内閣衆質一九六第三九一号

平成三十年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出下書き段階の原本でない判決書での判決に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出下書き段階の原本でない判決書での判決に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条の規定に違反した場合の判決の言渡し of 違法性、当該判決の効力、当該判決の言渡しをした裁判所がすべき手続及び当該判決に対する控訴又は再審の訴えが提起された場合の裁判所の対応については、個別の事案に応じ、裁判所において判断される事柄であり、政府として、お答えする立場にない。